

公示番号：170035

国名：ベトナム

担当部署：社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：被害者支援およびカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月上旬から2017年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.70 M/M、合計 1.20 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムでは、ドイモイによる市場経済導入後、経済発展が進む一方で地方と都市部での格差が拡大しており、国内外の人の移動が活発化するのに伴い人身取引被害が深刻化している。これらの被害を未然に防ぐとともに、被害者保護のためのカウンセリングや情報提供等に加え、人身取引対策関連組織のネットワーク強化などの必要性が高まっている。

JICAは2009年から2011年まで、ベトナム女性連合に対し個別専門家「人身取引対策アドバイザー」を派遣し、ベトナムの人身取引にかかる現状や関係機関による取組み・課題等に対する調査を行った。調査結果として、ベトナムでは人身取引対策について包括的なサービスが提供できていないことが明らかになった。かかる状況を受けて、JICAは2012年から2016年まで「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」を実施し、被害の予防と被害者支援を目的として、ハノイ、アンザン省、ハザン省の既存のチャイルドヘルプライン（子どものホットライン）に人身取引対策機能を追加し、人身取引対策ホットラインの運営体制を整備した。同プロジェクトの大きな成果として、2015年12月にワーキンググループの主要機関である労働傷病兵社会省（MOLISA）、公安省（MPS）、国境警備隊（BGC）、女性連合（VWU）による合意文書“Joint Plan on Operation of Anti-Trafficking in Persons”が締結された。同文書には、ホットラインの運営、リファラルや認知向上活動に関する省庁横断的な協力体制が明記され、予防や啓発のための活動について合意がなされた。

しかしながら、近年人身取引事案の形態は益々複雑化・巧妙化しており、他の地域でも予防・保護分野を中心に、人身取引対策を更に強化していくこと求められている。特に、ダナン市はベトナム中部地域の拠点として観光産業をはじめ経済が急速に発展しており、今後人身取引被害者の増加が見込まれる。同市でも人身取引に対する意識が高まりつつあるが、同市の既存のチャイルドヘルプラインは子どもの保護に特化しており人身取引対策にはほとんど対応できておらず、インフラ・人材面でも機能は弱い。また、先行プロジェクトで大きな成果を上げたアンザン省では、今後南部地域の拠点としてホットライン体制を更に強化していくことが期待されている。同省では、先行プロジェクトにおいてカンボジアとの国境地域のみが活動の対象となっていたことから、今後は他の地域における啓発活動の積極的な展開が求められている。

このような状況の中、ベトナム側より、先行プロジェクト（本事業のフェーズ1）で確立されたハノイのオペレーションセンターのより一層の機能強化や、ダナン市、アンザン省での地域コールセンター設置による地域拠点の強化、またベトナムの最貧地域であるハザン省でのコネクティングユニット機能の維持等を目的とした本事業

業実施のための要請書が提出された。

上記の背景を踏まえ、本詳細計画策定調査では、本事業の協力に必要な関連情報を収集・整理するとともに、プロジェクトに係る合意文書（M/M）締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協力・調整しつつ、5項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な情報を収集、整理し分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、報告書（案）の全体の取り纏めに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年4月上旬～4月中旬）

- ① 要請の背景・内容を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② C/P機関（労働傷病兵社会省：MOLISA）、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）の担当分野に関する部分を作成する。
- ③ 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- ④ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）および事業事前評価表（案）（和文・英文）の担当分野に関する部分を作成する。
- ⑤ 他ドナーによる当該分野の活動に関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017年4月中旬～4月下旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② C/P機関、その他ベトナム側関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に関する以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ベトナム政府の人身取引対策にかかる最新の制度、政策（最新の「人身取引対策国家行動計画（2016年－2020年）」含む）と本事業の位置づけ
 - イ) ベトナム側C/P（MOLISA）の本事業の最新の実施体制（組織、予算、人員、協力機関との連携体制等）
 - ウ) ダナン市及びアンザン省、ハザン省における本プロジェクトの実施体制（各市・省における労働傷病兵社会局（DOLISA）、警察、国境警備隊（BGC）女性連合（VWU）等）
 - エ) ダナン市、アンザン省、ハザン省のそれぞれの対象サイト候補地域での上記関係機関の課題
 - オ) 他ドナー（国際移住機関（IOM）、Blue Dragon Children's Foundation, Hagar International, Pacific Links Foundation等の国際NGO等）のベトナム人身取引支援分野における最新の援助動向
- ④ PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑤ ベトナム側C/P（MOLISA）との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）およびM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析する。
- ⑦ 現地調査結果のJICAベトナム事務所への報告に参加する。

- (3) 帰国後整理期間 (2017年5月上旬～5月中旬)
- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)を作成する。
(IOM等の関連ドナーに英文事業事前評価表を共有し連携・役割分担等を検討する必要があるため、本案件については英文版を作成することとする。)
 - ② 収集資料の整理・分析(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等)を行う。
 - ③ 帰国後打合せ、帰国後報告会等へ出席し、担当分野に係る調査報告を行う。
 - ④ 担当分野の調査結果を取りまとめ、他の業務従事者の作成分も含めた詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は下記とする。

- (1) 事前事業評価表(案)(和文・英文)
- (2) 詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

上記報告書等については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年4月9日～2017年4月29日を予定しています。JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日から1週間遅れて現地調査(2週間程度)を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) ジェンダーと開発(JICA)
- ウ) 協力企画(JICA)
- エ) 評価分析(本業務従事者)

③ 便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり

- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
あり (英語⇄ベトナム語)
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関への訪問については、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。尚、ベトナム国内の移動については以下が生じる見込みで、国内航空券は JICA ベトナム事務所が手配します。
 - ・ ダナン市、アンザン省、ハザン省での情報収集
- カ) 執務スペースの提供
なし
- キ) ビザ取得及び国内移動許可
現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発およびベトナム国内の移動許可取得にかかる手続きはJICAにて支援します。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (TEL:03-5226-3381) にて配布します。
 - ・ 「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」中間レビュー調査報告書、終了時評価調査報告書 (案)
 - ・ 「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」情報収集調査報告書 (2016年6月25日～6月30日実施)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ ベトナム社会主義共和国「ベトナム国人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008254.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に

業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上